

長浜市市営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 2 6 号

長浜市市営住宅管理規則の一部を改正する規則

長浜市市営住宅管理規則（平成18年長浜市規則第143号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の 2 第 1 項第 8 号ア中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号イ
中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2」を加える。

第 3 条第 2 項第 7 号中「婦人相談所長」を「女性相談支援センター長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。